

道路占用 許可申請 協議 書

(用紙A4)

新	更	変	(番 号)
規	新	更	年 月 日

道路管理者
王寺町長 平井康之 殿

令和 年 月 日

〒

住所
氏名

印

担当者
TEL

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的					
占用の場所	路線名				車道・歩道・その他
	場所				
占用物件	名	称	規	模	数
					量
占用の期間	令和 年 月 日	から	内	日間	占用物件の構造
	令和 年 月 日	日まで			
工事の期間	令和 年 月 日	から	内	日間	工事実施の方法
	令和 年 月 日	日まで			
道路の復旧方法					添付書類
備考					

記載要領

- 「許可申請 協議」、「第32条 及び 「許可を申請 協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- | | | |
|---|---|---|
| 新 | 更 | 変 |
| 規 | 新 | 更 |

については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請書にあたっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。(正1部、副2部 計3部)※3部とも印鑑が必要。
- 工事着手前、竣工後の写真を各1部、届出書に添付し提出すること。
- 添付図面は、位置図、現況平面図、工作物構造図、求積図、交通安全対策図、その他必要な図面とする。(更新については位置図のみ添付すること。)
- 地元の自治会の同意書を添付すること。
- 略図以外の図面は定則図とする。

自治会長 様

申請者住所
申請者名
申請者連絡先

工事のお知らせとご同意のお願い

下記のとおり工事の実施を予定しております。地元自治会様の工事へのご理解とご協力を
をお願いいたします。

.....

同 意 書

_____ 工事に伴う道路（掘削）占有並びに車両
通行禁止等、本自治会は異議なく同意します。

記

1. 工 事 の 位 置
2. 工 事 の 内 容
3. 工事の期間及び時間
4. 通 行 規 制
5. 施 工 者 名
6. 施 工 者 連 絡 先

令和 年 月 日

自 治 会 名

住 所

自 治 会 長 名

印

工 事 着 手 届

令和 年 月 日

王寺町長 平 井 康 之 殿

許可又は承認
を受けた者
(法人名及び代表者)

住 所
氏 名

印

年 月 日づけ 第 号をもって 許 可
承 認 のあった下記の工事
は 年 月 日着手します。

記

1. 路 線 名
2. 場 所
3. 許可 (承認)
の種類内容
4. 許可 (承認) 令和 年 月 日から
工事等期間 令和 年 月 日まで 日間
5. その他の事項

着手前の写真を添付すること。

工 事 竣 工 届

令和 年 月 日

王寺町長 平 井 康 之 殿

許可又は承認
を受けた者
(法人名及び代表者)

住 所
氏 名

印

年 月 日づけ 第 号をもって 許 可
承 認 のあった下記の工事
は 年 月 日竣工 (完了) しました。

記

1. 路 線 名

2. 場 所

3. 許可 (承認)
の種類内容

4. 許可 (承認) 令和 年 月 日から
工事等期間 令和 年 月 日まで 日間

5. その他の事項

確認 (検査) 年月日	確認又は検査した者	指 示 事 項

注①許可等期間内に竣工 (完了) しなかった時は、その理由を書くこと。

②竣工後の写真を添付すること。

○道路の工事現場における交通安全対策

町道の道路工事の施工に当たっては、つぎの事項を実施し、常時、円滑な交通確保に努め、事故防止に遺憾のないよう期す

1 道路標識の設置

標識とは、工事内容、工事の起終点、工事期間を明示し、夜間作業を実施の場合は、その旨を明示し、工事箇所に掲出する。

2 防護施設の設置

車両等の侵入を防ぐ必要のある場合は、両端にバリケードを設置し、また、通行車に危険箇所を確認さすため赤色ランプ、標識等により工事現場を囲む。

3 迂回路の標示

工事期間中、迂回路を必要とする場合は、迂回路の入口に標示板を設置し、また、迂回路に入って途中の各交差点（迷い込むおそれのある箇所）には補助板を設置し、通行車が迷わぬよう措置する。

4 標識、防護施設の管理

これらの施設は、堅固な構造及び通行車の接触によって転倒しないようなものとし、これらの修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間には、遠方からも確認できるよう照明又は反射装置を設置する。

5 警備員の配置

工事現場が一方通行を必要とする場合は必ず警備員を両端に配置し交通整理を行う。

6 工事資材の備蓄

工事中の工事資材は、道路以外の用地に備蓄する。

7 機械器具の取扱い

工事中の作業機械の行動は、安全に努めるとともに敏速に行い作業後は通行に支障ないよう整頓する。

8 現場責任者の責務

施工業者は、責任体制の確立を図るため、現場責任者を指名する。

現場責任者は、工事の迅速化、標識、防護施設の整備、交通整理、工事現場の整頓、路面の清掃等、施工中の現場管理に努めるものとする。

また、雨天で工事を休む場合でも、現場責任者は、現場を見回り、これが管理状況を確認し、交通事故防止を期する。